

有料老人ホームにおける軽減税率の扱いについて

○ 有料老人ホームについては、下記の要件をいずれも満たす食費が軽減税率の対象となる

■ 1食につき640円以下であるもの

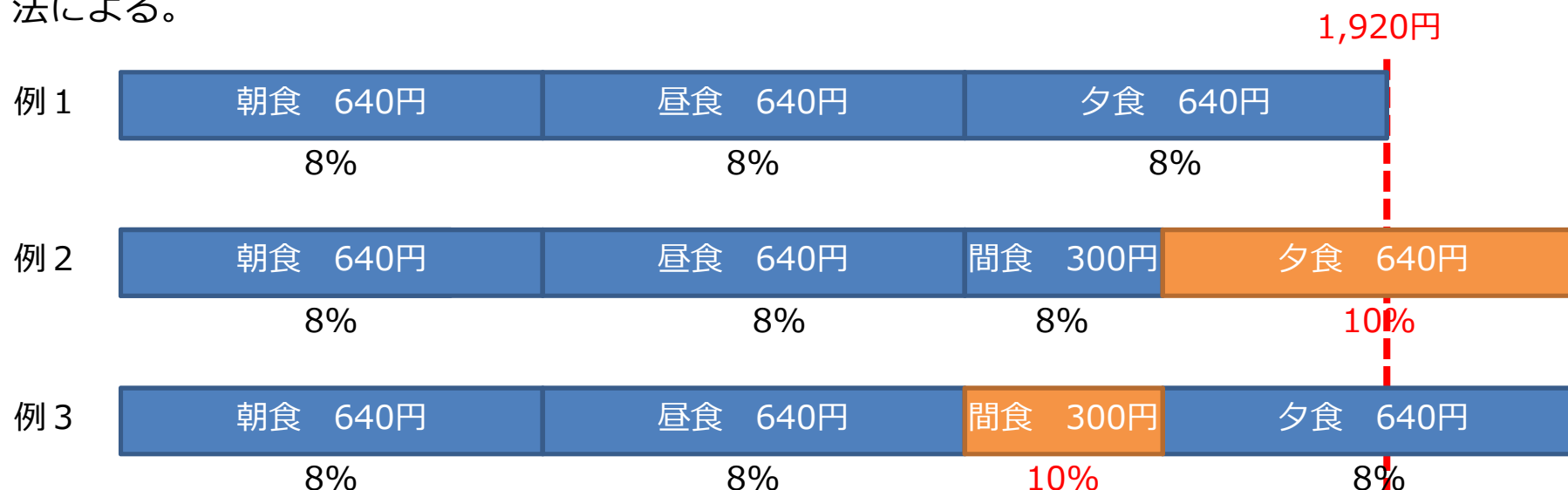
640円を超える食事については、軽減税率の対象とはならない

例 640円 → 8%

650円 → 10%

■ 1日の食費の累計額が1,920円に達するまでのもの

1日の食費の累計額が1,920円を超える場合、超えた食事については軽減税率の対象とはならない。ただし、書面により累計額の計算の対象となる食事を明らかにしている場合は、その方法による。



※間食を軽減税率の対象としないことを書面により明らかにしている場合

関係法令

○消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)(抄)

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

九の二 軽減対象課税資産の譲渡等 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをいう。

別表第一(第 2 条関係)

一 飲食料品(食品表示法(平成 25 年法律第 70 号)第 2 条第 1 項(定義)に規定する食品(酒税法(昭和 28 年法律第 6 号)第 2 条第 1 項(酒類の定義及び種類)に規定する酒類を除く。以下この号において単に「食品」という。)をいい、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているもののうち政令で定める資産を含む。以下この号及び別表第一の二において同じ。)の譲渡(次に掲げる課税資産の譲渡等は、含まないものとする。)

イ (略)

ロ 課税資産の譲渡等の相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供(老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 29 条第 1 項(届出等)に規定する有料老人ホームその他の人が生活を営む場所として政令で定める施設において行う政令で定める飲食料品の提供を除く。)

二 (略)

○消費税法施行令(昭和 63 年政令第 360 号)(抄)

(飲食料品の譲渡に含まれない食事の提供を行う事業の範囲等)

第 2 条の 4 (略)

2 法別表第一第一号ロに規定する政令で定める施設は、次の各号に掲げる施設とし、同表第一号ロに規定する政令で定める飲食料品の提供は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定める飲食料品の提供(財務大臣の定める基準に該当する飲食料品の提供に限り、第 14 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定により財務大臣が指定する資産の譲渡等を除く。)とする。

一 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 29 条第 1 項(届出等)の規定による届出が行われている同項に規定する有料老人ホーム(次号に掲げる施設に該当するものを除く。) 当該有料老人ホームを設置し、又は運営する者が、当該有料老人ホームの入居者(財務省令で定める年齢その他の要件に該当する者に限る。)に対して行う飲食料品の提供

二 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成 13 年法律第 26 号)第 6 条第 1 項(登録の申請)に規定する登録を受けた同法第 5 条第 1 項(サービス付き高齢者向け住宅事業の登録)に規定するサービス付き高齢者向け住宅 当該サービス付き高齢者向け住宅を設置し、又は運営する者が、当該サービス付き高齢者向け住宅の入居者に対して行う飲食料品の提供

三～七 (略)

○消費税法施行規則(昭和 63 年大蔵省令第 53 号)(抄)

(有料老人ホームにおける飲食料品の提供の対象となる入居者の範囲)

第 1 条の 2 令第 2 条の 4 第 2 項第一号に規定する財務省令で定める年齢その他の要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- 一 60 歳以上の者
- 二 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 19 条第 1 項(市町村の認定)に規定する要介護認定又は同条第 2 項に規定する要支援認定を受けている 60 歳未満の者
- 三 前 2 号のいずれかに該当する者と同居している配偶者(前 2 号のいずれかに該当する者を除き、その者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

○消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成 28 年政令第 148 号)附則第 3 条第 2 項の規定に基づき、財務大臣の定める基準(平成 28 年 3 月財務省告示第 100 号)(抄)

消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成 28 年政令第 148 号)附則第 3 条第 2 項(有料老人ホーム等の施設の範囲等)に規定する財務大臣の定める基準は、同項第一号若しくは第二号に掲げる施設を設置し、若しくは運営する者又は同項第三号から第七号までに掲げる施設の設置者(以下「設置者等」という。)が同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供(同項各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定める飲食料品の提供をいう。以下同じ。)の対価の額(消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 28 条第 1 項(課税標準)に規定する対価の額をいう。以下同じ。)が 1 食につき入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成 18 年 3 月厚生労働省告示第 99 号)別表第一の 1(1)に規定する金額(同表第一の 1 の注により加算する金額を除く。以下「基準額」という。)以下であるもののうち、当該飲食料品の提供の対価の額の累計額が基準額に 3 を乗じて算出した金額に達するまでの飲食料品の提供であることとする。この場合において、設置者等が同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供のうち、当該累計額の計算の対象となる飲食料品の提供(基準額を超えるものを除く。以下「対象飲食料品の提供」という。)をあらかじめ書面により明らかにしているときは、当該対象飲食料品の提供の対価の額により当該累計額を計算するものとする。

○入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 99 号)

別表

食事療養及び生活療養の費用額算定表

第一 食事療養

1 入院時食事療養(I)(1 食につき)

(1) (2)以外の食事療養を行う場合 640 円

(2) (略)